

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十四号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和
六十三年十月鳥取県条例第二十六号）の施行期日は、昭和六十三年十二月
一日とする。

目 次

◇規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の施行期日を定める規則（建築課）

鳥取県農業近代化資金利子補給規則等の一部を改正する
規則（農地経済課）

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正す
る規則（"）

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一
部を改正する規則（建築課）

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行
期日を定める規則をここに公布する。

昭和六十三年十一月二十五日

鳥取県農業近代化資金利子補給規則等の一部を改正する規則をここに公
布する。

昭和六十三年十一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十五号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則等の一部を改正する規則

（鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部改正）

第一条 鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月鳥取県規
則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第八項中「年二・四パーセント」を「年二・三五パーセント」
に改め、同条第九項中「年一・一五パーセント」を「年一・一パーセン
ト」に改める。

附則第三項中「受けたもの」の下に「(以下「地域農業総合整備計画」という。)」を加え、「年二・一パーセント」を「年二・〇五パーセント」に、「年二・二パーセント」を「年二・一五パーセント」に、「年〇・八五パーセント」を「年〇・八パーセント」に、「年〇・九五パーセント」を「年〇・九パーセント」に改める。

附則に次の三項を加える。

4 法第二条第二項第一号に掲げる融資機関が、農業を営む者で転作を行うものに対し、地域農業総合整備計画(水田の利用の増進と水田農業確立の方向に即した農産物の生産の合理化を一体として推進するために作成された計画に限る。以下同じ。)に即して行われる事業に必要な資金であつて、別表の農業近代化資金の種類欄の第一号から第四号まで又は第七号に掲げる資金を貸し付ける場合において、関係市町村が当該融資機関に対し当該融資に係る農業近代化資金の利子補給金を年〇・五二五パーセントの割合で交付する場合の利子補給率は、前項の規定にかかわらず、年三・一七五パーセントとする。

5 法第二条第二項第一号に掲げる融資機関が、転作を計画的集团的に推進するため当該転作に係る作物の生産、集荷及び出荷又は処理加工に必要な事業を行う農業協同組合、農事組合法人又は知事が別に定める団体に對し、地域農業総合整備計画に即して行われる事業に必要な資金であつて、別表の農業近代化資金の種類欄の第一号、第二号又は第四号に掲げる資金を貸し付ける場合において、関係市町村が当該融資機関に対し当該融資に係る農業近代化資金の利子補給金を年〇・二五パーセントの割合で交付する場合の利子補給率は、附則第三項の規定にかかわらず、年二・四パーセントとする。

6 法第二条第二項第二号に掲げる融資機関が、転作を計画的集团的に推進するため当該転作に係る作物の生産、集荷及び出荷又は処理加工に必要な事業を行う農業協同組合又は農事組合法人に対し、地域農業総合整備計画に即して行われる事業に必要な資金であつて、別表の農業近代化資金の種類欄の第一号、第二号又は第四号に掲げる資金を貸し付ける場合において、関係市町村が当該融資機関に対し当該融資に係る農業近代化資金の利子補給金を年〇・二五パーセントの割合で交付する場合の利子補給率は、附則第三項の規定にかかわらず、年一・一五パーセントとする。

別表第一号から第四号まで、第六号及び第七号中「年二・一パーセント」を「年二・〇五パーセント」に、「年〇・八五パーセント」を「年〇・八パーセント」に改める。

(鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則の一部改正)
 第二条 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(昭和六十年八月鳥取県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「(以下「旧規則」という。)」及び「(以下「利子補給承認」という。)」を削る。

附則第三項を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づく利子補給についての知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年十一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十六号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一一号中「年四・七パーセント」を「年五・〇パーセント」に改め、同表第二号中「年四・二パーセント」を「年四・五パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年十一月二十五日

鳥取県規則第六十七号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

別表中

上粟島団地	
第一種県営住宅	第一号から第十二号までの住宅
"	第二十五号から第四十八号までの住宅
"	第五十二号から第五十四号までの住宅
"	第五十五号から第六十号まで及び第五号から第七十四号までの住宅
"	第六十一号から第六十七号まで及び第五号から第九十号までの住宅
第二種県営住宅	第九十五号から第九十八号までの住宅
"	第九十九号から第百六号までの住宅
第一種県営住宅	第百七号から第百五十四号までの住宅
"	第百五十五号から第百六十号まで及六十四号から第百九十号までの住宅
"	第百九十一号から第百九十三号までの住宅
"	第百九十七号から第二百二号までの住宅

住宅	の住宅	び第百	宅		宅	第七十	六十八	宅	宅	
六	三	三三	四八	八	四	二三	一三	三	二四	一二
一七、四〇〇円	二〇、〇〇〇円	一〇、四〇〇円	一二、八〇〇円	一〇、四〇〇円	一六、三〇〇円	九、八〇〇円	一六、九〇〇円	一八、六〇〇円	一二、三〇〇円	二三、三〇〇円

を

地	上粟島団地							
安倍彦名団								
第一種県営住宅	"	"	"	第一種県営住宅	"	第二種県営住宅	"	"
								第一種県営住宅

	第一号から第十二号までの住宅	一二	二三、三〇〇円
	第二十五号から第四十八号までの住宅	二四	一二、三〇〇円
	第五十二号から第五十四号までの住宅	三	一八、六〇〇円
	第五十五号から第六十号まで及び第六十八号から第七十四号までの住宅	一三	一六、九〇〇円
	第六十一号から第六十七号まで及び第七十五号から第九十号までの住宅	二三	九、八〇〇円
	第九十五号から第九十八号までの住宅	四	一六、三〇〇円
	第九十九号から第百六号までの住宅	八	一〇、四〇〇円
	第百七号から第百五十四号までの住宅	四八	一二、八〇〇円
	第百五十五号から第百六十号まで及び第百六十四号から第百九十号までの住宅	三三	一〇、四〇〇円
	第百九十一号から第百九十三号までの住宅	三	二〇、〇〇〇円
	第百九十七号から第二百二号までの住宅	六	一七、四〇〇円
		三二	三九、九〇〇円

める。

附 則

この規則は、昭和六十三年十二月一日から施行する。

に改